

「第3子以降」のカウント方法について

- ・カウント対象年齢が、18歳年度末から22歳年度末まで延長されます。
- ・受給者が児童の兄弟等（大学生年代の子）に対し、監護に相当する世話等をし、その生計費を負担している場合、カウント対象として認定されます。

※児童の兄弟等…18歳到達後の最初の3月31日を経過した後の22歳到達後の最初の3月31日までの間にあって、親等に経済的負担のある子をいいます。

- (例)
- ・同居していて、生活費等を負担している
 - ・別居しているが、金銭や物品等の仕送りをしている

例 19歳、16歳、13歳、10歳の子を養育している場合 ➡ 手当月額は 70,000円

